

9 防災指針

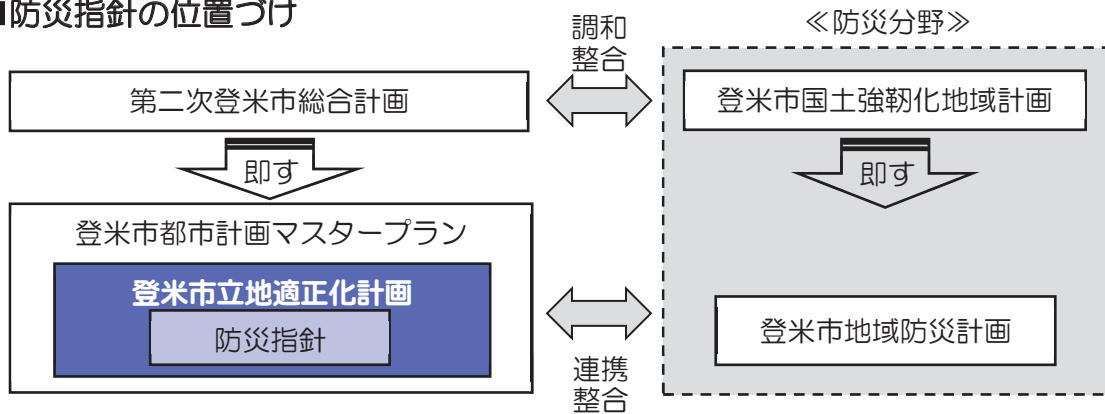
(1) 防災指針の考え方

近年、全国各地で発生し、今後も頻発・激甚化することが懸念されている自然災害に対し、防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められています。

「防災指針」は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針で、立地適正化計画において定めることが規定されたもので、地域防災計画等の各種計画を踏まえ、地域の特性を考慮し策定する必要があります。

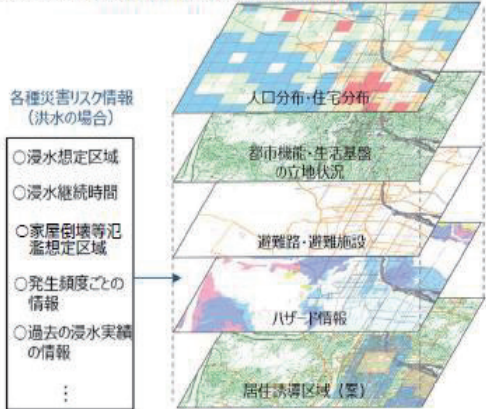
居住誘導区域内にある災害リスクを整理し、その災害リスクを回避・低減するための取組方針を設定し、河川改修等のハード対策に加え、ソフト対策などの具体的な取組を「防災指針」として示し、災害に強いまちづくりを推進します。

■ 防災指針の位置づけ

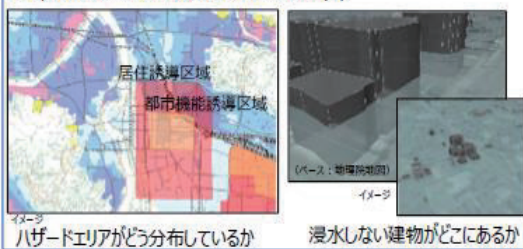


《 防災指針の概要 》

■ 災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ

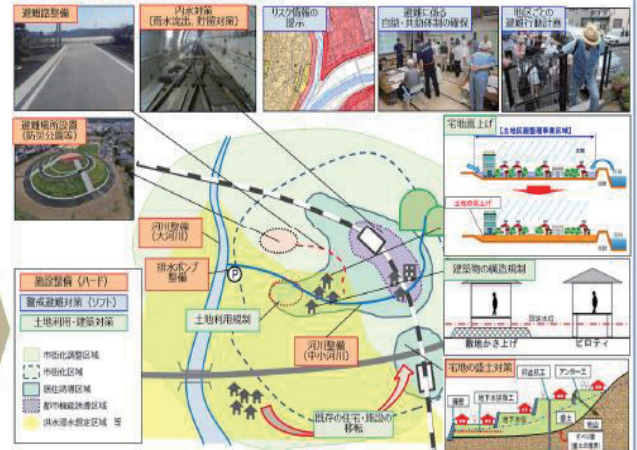


■ 都市の災害リスクの高い地域等の抽出



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に位置付ける対策（例）



■ 防災対策の実施プログラム（例）

施策	重点的に実施する区域	実施開始の時期			実施期間の目標
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
河川対策	河川整備 (大河川)	市全域			
	河川整備 (中小河川)	市全域			
	遊水地等設置 (防災公園等)	居住誘導区域			
	遊水地整備	居住誘導区域			
排水対策	排水ポンプ整備	居住誘導区域			
	汚水対策 (雨水貯留・浸透対策)	居住誘導区域			
宅地対策	宅地耐震対策	居住誘導区域			
	宅地耐水対策	居住誘導区域			

出典：国土交通省